

I. 法人の概況

1. 設立年月日、法人の目的、事業内容、監督機関、事務所、定款等に関する事項

1-1 設立年月日

- (1) 公益社団法人の設立年月日：2011年(平成23年)4月1日

1-2 定款に定める法人の目的

我が国の私立の大学、短期大学（以下「私立大学」という。）の連携及び教育研究機関、社会との協力によって、情報通信技術活用による大学教育の改善促進、情報活用能力を育成する大学情報教育の改善充実、大学情報環境の整備促進、大学教育支援の振興・推進に関する事業を行い、私立大学における教育研究の質的向上及び人材育成の充実を図り、もって我が国の大学及び社会の発展に寄与することを目的とする。

1-3 定款に定める事業内容

- (1) 私立大学における情報通信技術活用による教育改善の調査及び研究、公表・促進
- (2) 私立大学における情報教育の改善充実に関する調査及び研究、公表・促進
- (3) 私立大学における情報環境の整備促進に関する調査及び研究、公表・推進
- (4) 大学連携、産学連携による教育支援の振興及び推進
- (5) 大学教職員の職能開発及び大学教員の表彰
- (6) この法人の事業に対する理解の普及
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1-4 監督機関に関する事項

- (1) 監督機関：内閣府公益認定等委員会
- (2) 立入検査の実施：2015年(平成27年)2月4日(水)午前10時～午後5時
立入検査の講評：口頭で以下の四点が指摘された。
 - ※ 平成26年度公益目的事業会計の収益が費用を上回らないように努めること。
 - ※ 平成25年度に公益目的事業会計で収益超過となった使用実態を実績報告すること。
 - ※ 役員報酬規程の支給方法の規定化と規程の改廃手続きを理事会決議得ずに総会の決議で行うよう規程を修正すること。
 - ※ 公印の管理簿作成を検討すること。立入検査の実施：2019年(平成31年)3月25日(月)午前10時～午後4時半
立入検査の講評：口頭で以下の点が指摘された。
 - ※ 情報セキュリティ対策の事務局内申し合わせを規定化すること。

1-5 事務所の状況

- (1) 事務所の所在地：東京都千代田区九段北4-1-1 4九段北TLビル4階

1-6 定款に定める会員に関する事項

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同して入会した私立の大学、短期大学を設置する学校法人
- (2) 賛助会員
この法人の事業を賛助するため入会した法人または団体

(3) 名誉会員

この法人に特に功勞のあつた者で、總會の議決をもつて推薦された者

1-7 定款に定める役員に関する事項

- (1) 理事：16名以上22名以内
- (2) 監事：2名又は3名
- (3) 上記理事の内、会長1名、副会長1名、4名又は5名を常務理事
- (4) 業務を執行する理事：会長、副会長、常務理事

1-8 政府による本協会の表彰

2012年度(平成24年度)情報化促進貢献団体として、本協会が文部科学大臣より表彰された。毎年10月1日～31日に文部科学省、経済産業省、総務省、国土交通省の4省で実施される「平成24年度情報化月間記念式典」において、文部科学省では初めて組織を表彰することになり、本協会を含む3組織が表彰された。受賞理由は以下の通りである。

式典当日は、組閣で平野文部科学大臣が出席されず高井副大臣から向殿会長に表彰状が手渡された。

【受賞理由】

永年にわたり、我が国の私立の大学、短期大学の連携及び教育研究機関、社会との協力によって、情報通信技術の活用による大学教育の改善促進、情報活用能力を育成する大学情報教育の改善充実、大学情報環境の整備促進、大学教育支援の振興・推進に関する事業に取り組み、私立大学における教育研究の質的向上及び人材育成の充実を図り、我が国の大学及び社会の発展に大きく寄与した。